

令和7年第3回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 び 紹 介 議 員	審 議 結 果
第2号 8月21日	教育福祉	件 名 障がい児保育における保育士配置 基準の見直し等に関する請願 要 旨 保育園は、働く保護者にとって欠 かすことのできない社会的インフラ であり、保護者が就労を希望する場 合には、児童の障がいの程度や医療 的ケアの有無にかかわらず保育園に 入所できるよう、共生の視点に立っ て柔軟に制度を運用すること。 1 障がい児保育における保育士配 置基準の柔軟な見直しを行うこと 2 障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律に基づき障がい 児保育について検討すること 3 障がい児家庭の保育・療育の選 択肢を広げる支援体制を構築する こと	請願者 長久手市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 他7名 紹介議員 なかじま和代 ささせ順子 田崎あきひさ 野村 弘 山田けんたろう 大島令子 富田えいじ	



障がい児保育における保育士配置基準の見直し等に関する請願書

令和7年8月21日

長久手市議会議長 山田かずひこ 様

請願者 住 所 長久手市 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 他 7名

紹介議員

長久手市議会議員 中嶋 和代

長久手市議会議員 ささせ 順子

長久手市議会議員 西崎 あきこ

長久手市議会議員 野村 弘

長久手市議会議員 山田 けんたろう

長久手市議会議員 大島 令子

長久手市議会議員 富田 えいし

1 請願趣旨

我が家の2歳の次男は、ダウン症候群という染色体異常による先天性疾患があり、心身の発達に遅れがあり、現在も歩行ができません。

長久手市では、肢体不自由児や、加配基準が2対1や1対1に相当する障がい児の保育園入所の前例があると伺っていたため、昨年度、復職を見据えて入園を希望し、相談を行いました。しかしながら、「3歳未満児クラスでは発達状況への対応が困難であること」「3歳未満児の障がい児保育や医療的ケア児の受け入れは行っていないこと」等を理由に、入所不承諾の通知を受けました。

育児休業は3歳の誕生日前日まで延長することができたため、次男は成長し、医療的ケアも不要となりました。そこで改めて、来年度4月からの3歳児クラスへの入園を希望し、再度相談を行いました。しかし、市からは「障がい児保育の加配基準（児童4人に対して保育士1人）でも対応が困難であること」「療育と保育は異なるものであり、療育が必要なお子さんは保育園ではなく療育施設に行っていただきたい」との説明を受けました。

療育の重要性は十分に理解しておりますが、市内の療育施設の利用時間は原



則 9 時～14 時（就労等の事情がある場合でも 15 時まで）と短く、保育園と比べて明らかに機能に差があります。共働き家庭にとって、就労との両立は非常に難しいのが現状です。近隣市町では、障がいの有無や程度にかかわらず、保育の必要性が認められれば、入所を前提に柔軟な環境調整を行う自治体も多く見受けられます。

また、平成 24 年には、現市長が議会において、保育士配置基準の見直しについて質疑された記録も残っています。

にもかかわらず、長久手市では本年、「長久手市障がい児・加配児保育実施要綱」が改定され、基準が厳格化されたことにより、支援が必要な児童が保育園から排除されかねない運用となっており、大きな懸念を抱いています。

保育園を必要とする児童や家庭には、時間的猶予がありません。子どもは日々成長し、保護者の育児休業期間にも限りがあります。入所が不承諾となった場合、その時点で、退職や雇用形態の変更といった重大な決断を迫られることになります。仮に児童発達支援施設の通所先が見つかったとしても、その機能や運用時間の制限により、保育園に通えた場合と同様の働き方を継続することは非常に困難です。

もし、他の自治体の情報や国の方針を知らず、市の窓口で「お子さんの障がいや医療的ケアの状況では保育園への入所は難しい」と言われていたなら、私は我が子の障がいを理由に、保育園の入園を諦めていたかもしれません。共働きが一般的となった今、長久手市では、障がいのある子どもの母親（あるいは父親）が、仕事を諦めなければならないのでしょうか。

医療的ケア児・障がい児といった少人数の子どもたちは、特別な配慮を必要としますが、それゆえに支援が届きにくいのが現実です。しかし、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を目指すためには、長久手市の保育園でも、子どもたちが日常的に「自分とは違う他者」とともに育つ環境が保障されるべきだと考えます。

また、保育園は、働く保護者にとって欠かすことのできない社会的インフラです。長久手市においても、保護者が就労を希望する場合には、児童の障がいの程度や医療的ケアの有無にかかわらず、保育園に入所できるよう、共生の視点に立った柔軟な制度運用がなされることを強く望みます。

2 請願事項

- (1) 障がい児保育における保育士配置基準の柔軟な見直しを行うこと
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき障がい児保育について検討すること
- (3) 障がい児家庭の保育・療育の選択肢を広げる支援体制を構築すること